次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件	一　［同上］
［1・2　略］	［1・2　同上］
3　設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	3　設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯		送信する搬送波の数
キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数	［略］	［略］	［略］
連続する搬送波による送信	［略］	一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下	［略］

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯		送信する搬送波の数
キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数	［同上］	［同上］	［同上］
連続する搬送波による送信	［同上］	一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下	［同上］

［4・5　略］	［4・5　同上］
6　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。	6　［同上］
(1)　基地局の送信装置	(1)　基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
［略］	［略］
一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値とする。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
［同上］	［同上］
一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値とする。